

宮古市議会事務局障害者活躍推進計画

機関名	宮古市（議会事務局）
任命権者	宮古市議会議長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
宮古市における障害者雇用に関する課題	宮古市議会事務局においては、独自に募集・採用は行っていません。 障害者も在籍しておりません。
目標	
①採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進します。
②定着に関する目標	なし
①障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務部総務課長を選任しました。 障害者雇用推進者は、障害者の雇用の促進及びその雇用を継続を図るために必要な施設又は設備の設置又は整備その他の諸条件の整備を図るための業務を担当する者です。 ○障害者職業生活相談員として総務部総務課職員係長を選任しました。 障害者職業生活相談員は、職務内容・施設設備の改善・職場生活に関すること・余暇活動など、職業生活全般についての相談、指導を行います。
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○採用前面談を実施し、障害者一人ひとりの特性や能力、希望等を踏まえ、適した業務を確認します。 ○採用後も所属長による面談を通じて、障害者一人ひとりの特性や能力、希望等を把握し、業務との適切なマッチングを推進します。
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○障害特性に配慮し、障害者の要望を踏まえ、環境整備を検討します。 ○障害のある職員と定期的に面談し、必要な配慮を把握し、継続的に必要な措置を講じます。 ○募集、採用に当たっては、以下の取扱いをしません。 ・特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。 ○各種研修や専門研修等を通じて、実務能力や専門性の向上を図ります。 ○ワーク・ライフ・バランスの実現のため、年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進します。
その他	各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援・配慮に努めます。